

静岡県労働委員会のご案内

静岡県労働委員会は、労働者（労働組合を含む）と使用者の間のトラブルを、中立・公正な立場で、迅速・円満な解決を支援する県の行政機関です。



あっせん制度について



あっせんは、勝ち負けではなく、両者の合意により紛争の解決を目指す制度です。

法律の専門家、労働者及び使用者それぞれの立場のあっせん員3名が、解決をお手伝いします。

あっせんの場では、あっせん員が当事者双方の主張を丁寧にお聞きし、ポイントを整理しつつ歩み寄りを促し、解決に向けた調整を進めていきます。

裁判等とは異なり、代理人を選任しないケースがほとんどです。

使用者、労働者いずれからも申請が可能です。

あっせんのメリット

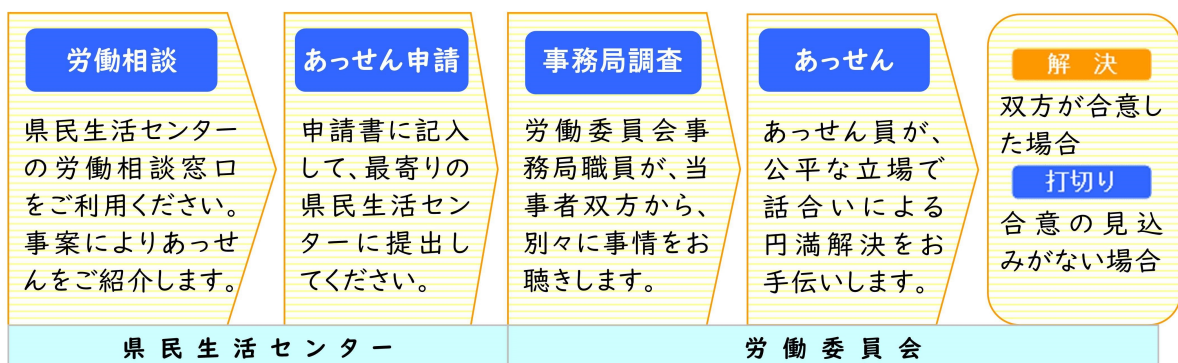
○簡易、迅速、秘密厳守

- ・申請書の他は、あっせんにおいて作成しなければならない書類はありません。
- ・代わりに、あっせんに先立ち、労働委員会事務局職員が当事者双方へ聞き取り調査に伺います。
- ・あっせんは、ほぼ1回で終わることが多く、秘密も厳守されます。

○無料

- ・あっせん申請は無料です。

労働相談からあっせんによるトラブル解決までの流れ



※相手方があっせんに参加しない場合は、あっせんを実施しないまま打切りとなります。